

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和5年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年3月14日

奈良県監査委員	内 野 正 博
同	芝 池 多津子
同	浦 西 敦 史
同	永 田 恒

監査の特定事件（テーマ）

奈良県立大学の財務事務の執行について

奈良県営競輪事業費特別会計の財務事務の執行について

令和5年度包括外部監査に係る結果に基づき講じた措置について（第1回）

結果又は意見の対象所属	監査結果報告書の頁	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
県立大学	60頁	<p>【結果2】</p> <p>研究費の支出契約に記載する支出理由の内容が不十分で、支出対象の経費などが支出契約のみでは判別できない事例が散見された。支出契約については、承認者が支出の内容を十分に把握できる程度に詳細に記載する必要がある。</p> <p>契約の委任等に関する内規の規定により、研究費を支出する際は、支出契約に支出の理由・内容を含む各種必要事項を記載して、事務局長や総務課長、担当所属長による承認を得ることとなっている。しかし、支出契約に記載される支出の理由・内容の記載が、第三者がその内容を把握するのに十分な程度の記載となっていないものが散見された。</p>	<p>【県立大学】</p> <p>支出契約に記載された支出理由の内容が不十分な場合は、承認者が支出理由を把握できるように詳細に理由を記載することとした。</p>
県立大学	62頁	<p>【結果3】</p> <p>教員がクレジットカードを利用して研究費を立替払する場合は、事前に理由書を提出する必要があるが、提出されていない事例が見受けられた。学内ルールに従い、もれなく理由書を提出させる必要がある。</p> <p>研究費の執行ルールを定めた「研究費の執行について」の「第4章 立替払 ◆クレジットカードの使用について」において、事前に理由書を提出することが義務付けられている。しかし、教員から理由書が提出されていない事例が見受けられた。研究費の不正防止の観点から、立替払は例外的に認められているにすぎず、クレジットカード払いも立替払の一種である以上、事前に承認を受けなければ認めべきではない。教員がクレジットカードを利用して研究費を立替払する場合は、学内ルールに従い、漏れなく理由書を提出させる必要がある。</p>	<p>【県立大学】</p> <p>旅費にかかる立替払については、従来より理由書は不要としているため、航空運賃についても同様とする旨、本学の手引き「研究費の執行について」に明記する改訂をR6年度に実施。それ以外のものについては、理由書の提出を徹底することとした。</p>
県立大学	63頁	<p>【意見8】</p> <p>教員が研究費を執行する際に、電子マネーやQRコード決済での支払の可否が明確化されていない。これらの決済手段は、実質的にポイントの現金化につながるおそれがあることから、使用を禁止することが望ましい。</p> <p>研究費の執行ルールを定めた「研究費の執行について」の「第4章 立替払」は、研究者自身による立替払については、基本的に現金での支払を想定した規定となっている。そして、同章の「◆クレジットカードの使用について」において、例外的にクレジットカードでの使用を規定している。しかし、昨今は、電子マネーやQRコード決済など支払手段が多様化しているにもかかわらず、これらの決済手段の使用の可否が規定されていない。これらの決済手段は、各種ポイントを使用することが可能なケースも多く、また、各種ポイントと現金チャージ額が合算され、ポイント使用額が明確化できないケースも少なくない。したがって、仮にこれらの決済手段により立替払を実施した場合、実質的にポイントの現金化に利用されるおそれがある。</p> <p>今回の監査では、これらの決済手段を用いた立替払は発見されなかったが、電子マネー等の普及が進む中、今後、これらの決済手段を用いた立替払を教員が実施する可能性は否定できない。したがって、事前に使用不可であることを明確にし、教員に周知することが望ましい。なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正、文部科学大臣）では、コーポレートカードの活用等、教員が支払に関与する必要のない仕組みを導入することが望ましいとされており、参考にされたい。</p>	<p>【県立大学】</p> <p>「研究費の執行について」に電子マネーやQRコード決済が不可である旨を明記し、R6年度に改訂。</p>
県立大学	64頁	<p>【結果4】</p> <p>教員がクレジットカードを利用して研究費を立替払した場合は、事後的にカード利用明細書のコピーを提出する必要があるが、提出されていない事例が見受けられた。学内ルールに従い、もれなく提出させる必要がある。</p> <p>研究費の執行ルールを定めた「研究費の執行について」の「第4章 立替払 ◆クレジットカードの使用について」において、事後的に領収書だけでなくクレジットカードの利用明細書のコピーの提出を義務付けている。そして、クレジットカードの利用明細書の発行がカード利用時から1〜2か月後になることから、年度内精算を必須とするために、1月末までの使用のみ可能としている。</p> <p>しかし、教員から領収書は提出させているものの、クレジットカードの利用明細書のコピーを提出させていない事例が見受けられた。クレジットカードの利用明細書のコピーを提出させる意義は、教員による横領を防ぐ意味合いがある。例えば、航空券を正規料金で決済して領収書を出し、その後、キャンセルして払戻を受け、安価な料金で航空券を取得した場合、正規料金の領収書を事務職員に提出すれば差額を横領することが可能となる。クレジットカードの利用明細書のコピーを提出させることは、当該行為を牽制する手段の一つになり得ると言える。</p> <p>学内ルールに従い、教員がクレジットカードを利用して研究費を立替払した場合は、もれなく、クレジットカードの利用明細書のコピーを提出させる必要がある。なお、事後的にクレジットカードの利用明細書のコピーを提出させたとしても、利用明細書の提出後に払戻を受ければ、上述した横領行為は発見できないおそれがあり、この牽制手段ですべての横領行為を防ぐことはできない。そのため、意見9で述べた通り、コーポレートカードの活用等を検討されたい。</p>	<p>【県立大学】</p> <p>領収書の提出を原則とし、領収書が発行されない場合はカード利用明細を提出するよう、「研究費の執行について」をR6年度に改定。</p>
県立大学		<p>【結果5】</p> <p>教員の出張報告について、学内ルールに沿ったタイミングで実施されていない事例が散見された。学内ルールに従い、出張報告を実施する必要がある。</p>	<p>【県立大学】</p> <p>出張報告の提出期限を長くしても支障がないため、実態に即して提出期限を5日以内から14日以内に見直し、「研究費の執行について」を改定したうえで、期限どおりに出張報告をさせることとした。</p>

結果又は意見の対象所属	監査結果報告書の頁	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等												
	65頁	<p>「研究費の執行について」の「第3章各費目別の支払手続き」の定めによると、旅費の申請について、教員は帰着日後5日以内に出張・旅費報告書及び領収書等の書類を地域創造研究センターに提出することとされている。しかし、実際には帰着日後5日を超えて提出されるケースが散見され、学内で定められたルールが順守されていない状況である。</p> <p>学内のルールに従い、帰着日後5日以内に出張報告書類を提出するよう徹底する必要がある。なお、実務の便宜上、もう少し長い期限でも問題ないのであれば、実態に即して期限を再考することも検討の余地があるといえる。</p>													
	65頁	<p>【意見9】</p> <p>旅費交通費の精算頻度が3ヶ月に一度となっているため、予算の残高が適時に更新されない状況となっている。予算残高をタイムリーに把握するためにも、旅費交通費の精算頻度を増やすことが望ましい。</p> <p>研究費を使用した出張に係る旅費は、地域創造研究センターで精算手続が行われる。「研究費の執行について」の「第3章各費目別の支払手続き」によると、当該旅費の精算は以下のとおり実施すると規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4～6月出張分は、7月21日(土、日、祝日の場合は、前日) ・7～9月出張分は、10月21日(土、日、祝日の場合は、前日) ・10～12月出張分は、1月21日(土、日、祝日の場合は、前日) ・1～3月出張分は、4月21日(土、日、祝日の場合は、前日) <p>このルールに従うと、3ヶ月に一度の頻度で、旅費交通費の精算を実施することになる。支出のタイミングに合わせて、会計システムへの入力も3ヶ月に一度の頻度で実施しているため、予算の残高が適時に更新されず、タイムリーに予算残高が把握できない状況となっている。旅費交通費の精算及び会計システムへの入力については、業務の効率性も踏まえた上で、予算残高が適時に更新されるような頻度で実施することが望まれる。</p>	<p>【県立大学】</p> <p>事務の効率性に鑑み、精算頻度は3ヶ月に一度とするが、海外旅費などは、その都度精算して支払っている。また、研究費にかかる予算残高については、月に一度、当該各教員へ知らせている。</p>												
	66頁	<p>【意見10】</p> <p>教職員が出張する際、前後泊が可能か否かの明確な基準がないため、個人的な判断により前後泊代等を経費として支出するケースと支出しないケースが発生する可能性があることから、明確な基準を規定することが望まれる。</p> <p>県立大学では、教職員の出張に関するルールは、県が定めた「旅費事務の手引き」(令和5年6月、奈良県総務部総務厚生センター)に従っている。当該手引きの「内国旅行(普通旅費)2.1.6 宿泊料」において、「用務開始時刻と始発時刻や、用務終了時刻と終電時刻を考慮した上で、旅行命令権者が判断して、前泊や後泊の承認を行うこと」とされているが、具体的な判断基準は示されていない。実際、次のとおり、前泊代を経費として支出しているケースとそうでないケースがあった。</p> <table border="1" data-bbox="349 1043 895 1193"> <thead> <tr> <th></th> <th>出張先</th> <th>出張・旅費報告書での用務の開始時間</th> <th>前泊代の支払の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教員A氏</td> <td>横浜市</td> <td>令和5年3月24日 9時30分</td> <td>横浜市に前泊し、宿泊代等を経費で支出している</td> </tr> <tr> <td>教員B氏</td> <td>川崎市</td> <td>令和5年3月6日 5時30分</td> <td>当日入りのため、なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のケースでは、教員A氏も教員B氏と同様の時間に出発すれば当日入りで用務に間に合った可能性があり、個人的な判断で前後泊代の支出が決定されることは好ましいことではない。また、教員A氏に関する出張・旅費報告書等において、自宅と用務開始時間の関係性等の前泊を要すると判断できる情報が共有されておらず、書面からは前泊の必要性の有無が確認できなかった。</p> <p>個人的な判断基準に基づいて経費での支出の可否が決定されることがないよう、前後泊が可能か否かの明確な基準を規定することが望まれる。なお、他大学の事例では、用務当日の午前7時30分以前に自宅から出発することを要する場合に前泊を可能とする、用務当日の午後10時30分以降でなければ帰宅できない場合に後泊を認める、というような基準を設けている事例があるため、参考にされたい。</p>		出張先	出張・旅費報告書での用務の開始時間	前泊代の支払の有無	教員A氏	横浜市	令和5年3月24日 9時30分	横浜市に前泊し、宿泊代等を経費で支出している	教員B氏	川崎市	令和5年3月6日 5時30分	当日入りのため、なし	<p>【県立大学】</p> <p>「研究費の執行について」に会議開始時間、会議終了時間を旅行同様に記載するよう明記する。R6年度に改訂。</p> <p>奈良県では、明確な基準の規定はなく、各所属の判断によることとされている。住所地(出発地)が異なることから、一律の基準を設けるのではなく、用務開始時間、用務終了時間から、前泊、当日泊の必要があるか否かを確認することとした。</p>
	出張先	出張・旅費報告書での用務の開始時間	前泊代の支払の有無												
教員A氏	横浜市	令和5年3月24日 9時30分	横浜市に前泊し、宿泊代等を経費で支出している												
教員B氏	川崎市	令和5年3月6日 5時30分	当日入りのため、なし												
	73頁	<p>【結果6】</p> <p>ソフトウェアとして無形固定資産に計上すべきPCソフトが消耗品費として計上されている。固定資産管理規程に従い、無形固定資産として計上する必要がある。</p> <p>固定資産管理規程第2条第2項において、1個の取得価額が500,000円以上のものは無形固定資産に該当すると規定されている。しかし、以下の550,000円で購入したPCソフトについて、無形固定資産ではなく消耗品費として会計処理されていた。</p> <table border="1" data-bbox="349 1585 895 1747"> <tbody> <tr> <td>起案日</td> <td>令和5年3月24日</td> </tr> <tr> <td>伝票番号</td> <td>1003056</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td>PCソフトの購入(C先生・受託事業費<3次元計測による文化財の保存活用業務>)</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>550,000円</td> </tr> <tr> <td>勘定科目</td> <td>(借方)受事)消耗品費/(貸方)未払金(業務費)</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該取引については、1個の取得価格が550,000円のソフトウェアの購入であると考えられることから、固定資産管理規程に従い、無形固定資産として計上する必要がある。</p>	起案日	令和5年3月24日	伝票番号	1003056	摘要	PCソフトの購入(C先生・受託事業費<3次元計測による文化財の保存活用業務>)	合計金額	550,000円	勘定科目	(借方)受事)消耗品費/(貸方)未払金(業務費)	<p>【県立大学】</p> <p>固定資産管理規程に定める固定資産等の分類について、審査を複数人で行うなど、適正な処理を徹底することとした。</p>		
起案日	令和5年3月24日														
伝票番号	1003056														
摘要	PCソフトの購入(C先生・受託事業費<3次元計測による文化財の保存活用業務>)														
合計金額	550,000円														
勘定科目	(借方)受事)消耗品費/(貸方)未払金(業務費)														

結果又は意見の対象所属	監査結果報告書の頁	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等										
	74頁	<p>【結果7】</p> <p>重要物品として処理すべきウェブカメラが消耗品として処理されている。固定資産管理規程及び固定資産管理事務取扱要綱に従い、重要物品として処理する必要がある。</p> <p>固定資産管理規程第3条第2項において、取得価額10万円未満であっても換金性の高い動産は重要物品として取り扱う必要がある旨が規定されている。そして、固定資産管理事務取扱要綱第2条では、カメラについては換金性の高い動産として、重要物品として取り扱う旨が規定されている。しかし、以下の会議用360度ウェブカメラについては、重要物品ではなく消耗品として処理されていた。</p> <table border="1" data-bbox="352 477 895 616"> <tr> <td>起案日</td> <td>令和4年7月19日</td> </tr> <tr> <td>伝票番号</td> <td>1000736</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td>会議用360度ウェブカメラと三脚の購入</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>94,000円</td> </tr> <tr> <td>勘定科目</td> <td>(借方) 研 消耗品費 / (貸方) 未払金 (業務費)</td> </tr> </table> <p>当該取引については、重要物品として処理すべきカメラの購入取引であると考えられることから、固定資産管理規程及び固定資産管理事務取扱要綱に従い、重要物品として取り扱う必要がある。</p>	起案日	令和4年7月19日	伝票番号	1000736	摘要	会議用360度ウェブカメラと三脚の購入	合計金額	94,000円	勘定科目	(借方) 研 消耗品費 / (貸方) 未払金 (業務費)	<p>【県立大学】</p> <p>調達・支払時の仕分けの審査を複数人で行うなど、適正な処理を徹底することとした。</p>
起案日	令和4年7月19日												
伝票番号	1000736												
摘要	会議用360度ウェブカメラと三脚の購入												
合計金額	94,000円												
勘定科目	(借方) 研 消耗品費 / (貸方) 未払金 (業務費)												
	75頁	<p>【結果8】</p> <p>重要物品について、固定資産管理規程によると毎事業年度に一度実査を行う必要があるが、令和4年度は実施されていない。規程に従い、実査を実施する必要がある。</p> <p>固定資産管理規程第22条によると、固定資産等(重要物品含む)については、毎事業年度に一度実査を行うこととされている。令和4年度は、固定資産については実査を実施したにもかかわらず、重要物品は実査をしていなかった。重要物品についても、規程に従い、毎事業年度に一度実査を実施する必要がある。</p>	<p>【県立大学】</p> <p>規程どおり毎年度実施することとし、令和5年度実施済み。</p>										
	75頁	<p>【意見11】</p> <p>重要物品の実査の頻度が、固定資産管理規程と学内で定めている研究費のルールとで整合していない。両者を整合させることが望ましい。</p> <p>重要物品の実査について、固定資産管理規程では毎事業年度に一度実査を行うこととされている。一方、研究費の執行のルールを定めた手引きである「研究費の執行について」では、暦での年に一度の実査を行うこととされている。両者の表記を整合させることが望ましい。</p>	<p>【県立大学】</p> <p>実査の頻度を、固定資産管理規程に合わせて年度1回とするよう「研究費の執行について」をR6年度に改訂。</p>										
	75頁	<p>【結果9】</p> <p>図書の除却時の会計処理が誤っている。地方独立行政法人会計基準等に従い、適切に会計処理する必要がある。</p> <p>図書を除却する際の会計処理について、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」には直接の定めはないが、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針(平成15年7月10日、文部科学省、日本公認会計士協会)のQ36-8によれば、教育研究支援経費の図書費勘定で処理することとなっている。しかし、令和4年度の図書の除却額915千円について、雑損勘定を用いて処理している。</p> <p>「地方独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」のBC1.2では、地方独立行政法人会計基準は、国の独立行政法人会計基準並びに国立大学法人会計基準を基礎として作成していることと規定されており、このことからすると、地方独立行政法人会計基準に定めのない事項については国立大学法人会計基準を参考にすべきと考えられる。したがって、雑損勘定ではなく、教育研究支援経費の図書費勘定で処理する必要がある。</p>	<p>【県立大学】</p> <p>会計基準等に従い、審査を複数人で行うなどして適正な処理を徹底することとした。</p>										
	76頁	<p>【結果10】</p> <p>図書台帳に購入財源が登録されていないため、図書を除却する際に会計処理を誤る可能性がある。速やかに購入財源を登録する必要がある。</p> <p>県立大学が所有する図書の購入財源は、奈良県からの受贈、寄贈、自己収入、補助金の4種類がある。奈良県からの受贈については、公立大学法人化時に奈良県から無償譲与された図書のみとなるため、平成26年度以前に購入した図書と同義となる。一方、平成27年度以降に購入した図書については、図書台帳に購入財源が登録されていないため、寄贈、自己収入、もしくは補助金で購入したのかがすぐに分らない状況となっている。</p> <p>「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の第81によると、補助金で購入した図書については、購入時に資産見返補助金等を計上し、当該図書を除却した際に資産見返補助金等戻入として収益に振り替えるものとされている。この会計処理を実施しようとすると、平成27年度以降に購入した図書を除却した際は、当該図書の購入財源が補助金なのかを1冊ずつ確認する作業が発生することになる。すなわち、当該図書の購入時の支出伝票を確認しなければならない。令和4年度時点では、まだ平成26年度以前に購入した図書の除却しか発生していなかったため、図書を除却した際は、すべて奈良県から受贈された図書が除却されたものとして会計処理を実施してきた。今後、平成27年度以降に購入した図書の除却が発生する可能性があることから、速やかに図書台帳に購入財源を登録する必要がある。</p> <p>なお、寄贈(使途不特定寄附金として整理)及び自己収入で購入した図書については、上述のような会計処理は不要であることから、購入財源を登録する必要はないことに留意されたい。</p>	<p>【県立大学】</p> <p>財源が補助金である図書については、図書台帳の該当データに、財源が補助金であることがわかるよう登録した。</p>										

結果又は意見の対象所属	監査結果報告書の頁	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等																				
	77頁	<p>【結果11】</p> <p>図書館の蔵書点検が学内ルールに沿って実施されていなかった。学内ルールに従い、定期的に蔵書点検を実施する必要がある。</p> <p>図書館の蔵書点検については、図書管理規程第9条で年限を定めて図書の循環照合を実施する旨が規定されており、県立大学では6年で一巡するルールを定めている。しかし、令和3・4年度には蔵書点検は実施されず、令和5年度にすべての図書の蔵書点検を実施している。学内で定めたルールに従い、定期的に蔵書点検を実施する必要がある。なお、今後は、3年から4年に一度、すべての図書の蔵書点検を実施する方向で検討していることであり、効率的に蔵書点検を実施する方法をルールとして定め、当該ルールに沿って運用する必要がある。</p>	<p>【県立大学】</p> <p>令和5年度で全体の蔵書点検を実施済み。令和6年度以降については、学内ルールによる4年サイクルで蔵書点検を行うこととし、当該点検計画を策定済み。</p>																				
	79頁	<p>【結果12】</p> <p>教員への機器の貸出し管理が適切に実施されておらず、一部の機器の紛失事故が発生している。機器の保管、貸出管理を適切に実施する必要がある。</p> <p>教員に貸出しを行っているポケットWi-Fiは、教務・学生課の事務室の棚に置かれているだけで、施錠などされておらず、誰でも持ち出せる状況となっていた。学内ルールでは、教員がポケットWi-Fiを借りる際は、使用記録簿に貸出日や返却日、使用責任者名、使用教室、使用機器を記入することとなっているが、貸出簿を確認したところ、記入は徹底されていない状況であった。</p> <p>その結果、平成28年1月ごろからポケットWi-Fiを4台契約していたが、3台が所在不明となっている。当該ポケットWi-Fiは月額4,820円で通信契約を締結しているが、契約所在不明となった3台については現在は解約済みである。</p> <p>紛失や盗難を防ぐ観点から、使用記録簿への記入の徹底をはかるとともに、鍵付きの棚に機器をしまっておくことや貸し出す際には職員から直接手渡すようにするなどを検討し、機器の保管、貸出管理を適切に実施する必要がある。</p>	<p>【県立大学】</p> <p>教員への貸出帳簿を整備し、当該帳簿への記入、また保管庫の施錠、担当者からの直接の手渡し等を徹底し、機器の適切な保管及び管理を適切に実施することとした。</p>																				
	82頁	<p>【意見13】</p> <p>プロジェクト収支簿の予算残額と会計上の残高が一致していない。また、確定登録漏れにより支出処理ができない状況となっていたプロジェクトや、事業期間が終了しているにも関わらず残存しているプロジェクトがある。会計上の残高はプロジェクト収支簿を使用せずに管理し誤りはなかったが、業務の効率化を考慮し、最適な管理方法を検討することが望ましい。</p> <p>令和4年度末のプロジェクト収支簿の予算残額と会計上の残高が一致していない事例があった。</p> <table border="1" data-bbox="344 1025 900 1151"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>プロジェクト収支簿の予算残額</th> <th>会計上の残高</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使途特定寄附金</td> <td>1,418</td> <td>1,717</td> <td>▲299</td> </tr> <tr> <td>共同研究</td> <td>▲617</td> <td>-</td> <td>▲617</td> </tr> <tr> <td>受託事業</td> <td>155</td> <td>-</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>公開講座</td> <td>16,250</td> <td>-</td> <td>16,250</td> </tr> </tbody> </table> <p>使途特定寄附金、共同研究、受託事業については会計上の残高が正しく、財務会計システムでの確定登録漏れによりプロジェクト収支簿が正しく集計されていないことが差異の要因となっていた。また、公開講座については、プロジェクト期間が終了しているにもかかわらず、財務会計システムでのプロジェクト終了の処理が漏れていることが差異の要因となっていた。</p> <p>また、使途特定寄附金のうち確定処理が漏れていた3件、299千円のプロジェクトについては、財務会計システムのプロジェクト上では教員が執行できない状況になっていた。一方、公開講座はすでにプロジェクトが終了しているにも関わらず、プロジェクト上は執行可能な状況になっていた。</p>	項目	プロジェクト収支簿の予算残額	会計上の残高	差異	使途特定寄附金	1,418	1,717	▲299	共同研究	▲617	-	▲617	受託事業	155	-	155	公開講座	16,250	-	16,250	<p>【県立大学】</p> <p>本学では、財務会計システムの「プロジェクト収支簿」は使用せず、資金管理担当においてExcelにより収支を管理しており、現在の規模・体制においては最適な管理方法と考えている。なお、今後も業務の効率化をより一層高められるよう取り組んでいく。</p>
項目	プロジェクト収支簿の予算残額	会計上の残高	差異																				
使途特定寄附金	1,418	1,717	▲299																				
共同研究	▲617	-	▲617																				
受託事業	155	-	155																				
公開講座	16,250	-	16,250																				
	85頁	<p>【結果13】</p> <p>教員が科学研究費補助金で購入した物品について、県立大学に対して寄附申込書を提出しているものの、寄附の会計処理を実施していなかった。現物寄附の処理を実施する必要がある。</p> <p>意見6に記載のとおり、日本学術振興会から交付される科学研究費補助金は研究者個人に交付されることから、当該補助金で購入した物品の所有権は研究者に属する。ただ、日本学術振興会が公表している科研費FAQのQ4405では、研究者は所属する機関に寄附しなければならないと規定している。したがって、県立大学でも、教員が科学研究費補助金で購入した物品については、寄附申込書を提出させ、県立大学に寄附させていく(令和4年度は、3件、456千円)。</p> <p>しかし、事務職員は寄附申込書を受領するのみで、寄附の会計処理を実施していなかった。これでは、寄附申込書という書類を提出させているだけで、実質的に寄附の処理が全く実施されていないことを意味する。</p> <p>寄附申込書を受領している以上、現物寄附として会計処理する必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="344 1644 900 1742"> <tr> <td>日本学術振興会 科研費FAQ Q4405</td> </tr> <tr> <td>質問: 科研費で取得した設備(資産)の取扱いはどのようになりますか?</td> </tr> <tr> <td>回答: 直接経費により購入した設備等は、研究代表者又は研究分担者が所属する研究機関に寄附しなければなりません。また寄附した後は、研究機関の定めに従って取り扱ってください。</td> </tr> </table>	日本学術振興会 科研費FAQ Q4405	質問: 科研費で取得した設備(資産)の取扱いはどのようになりますか?	回答: 直接経費により購入した設備等は、研究代表者又は研究分担者が所属する研究機関に寄附しなければなりません。また寄附した後は、研究機関の定めに従って取り扱ってください。	<p>【県立大学】</p> <p>令和5年度分から寄附の会計処理を実施するよう是正した。</p>																	
日本学術振興会 科研費FAQ Q4405																							
質問: 科研費で取得した設備(資産)の取扱いはどのようになりますか?																							
回答: 直接経費により購入した設備等は、研究代表者又は研究分担者が所属する研究機関に寄附しなければなりません。また寄附した後は、研究機関の定めに従って取り扱ってください。																							
		<p>【結果14】</p> <p>現物寄附を受け入れた際の会計処理が誤っている。地方独立行政法人会計基準等に従い、適切に会計処理する必要がある。</p>	<p>【県立大学】</p> <p>令和5年度分から受贈益を計上するよう是正した。</p>																				

結果又は意見の 対象所属	監査結果 報告書の頁	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
	86頁	<p>「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&AのQ26-3によると、現物寄附については次の2種類の会計処理が規定されている。</p> <p>寄附を受けた資産の使途が特定されていると認められる場合：資産見返寄附金 使途が特定されていない場合：受贈益</p> <p>県立大学では、現物寄附は使途が特定されていないと整理しているため、本来は受贈益を計上すべきであるが、寄附金収益を計上していた(令和4年度は679千円)。使途が特定されていないと整理するのであれば、受贈益を計上する必要がある。</p> <p>「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A Q26-3 民間等から、固定資産の寄附を受けた場合にはどのような会計処理を行えばよいか。</p> <p>A 2 貸方の処理については、会計基準「第83 寄附金の会計処理」及び注解60の考え方を踏まえ、寄附を受けた資産の使途が特定されていると認められる場合は、資産見返寄附金の科目で整理し、使途が特定されていない場合は、当該資産の貸借対照表計上価額と同額を受贈益として計上することとなる。</p>	
	91頁	<p>【結果16】</p> <p>教員が休日に出勤した際の割増賃金が不支給となっている事案があったため、教員の勤怠管理を適切に実施する必要がある。</p> <p>労働基準法第37条第1項によると、休日に勤務した場合は割増賃金を支払う必要がある。ただし、休暇等に関する規程第5条第1項に定める振替休日や教員が取得した場合、教員は専門業務型裁量労働制を適用していることから、割増賃金を支払う必要はない。県立大学では、教員が休日に勤務した場合は振替休日を取得する運用をしているため割増賃金は支払っていないが、振替休日を取得していない事案が1件発生していた。この事案については、割増賃金の不支給が発生しているといえる。</p> <p>令和3年度より教員に対して専門業務型裁量労働制を適用し、労働者過半数代表者から勤怠管理は自ら行う旨の提案がなされ、事務職員による管理は最低限にとどめられている。具体的には、教員は、出勤、休暇等を記入した勤怠状況自己申告書を毎月事務職員に提出することになっている。事務職員は、週休日や祝日に出勤があれば、振替や代休の申請を行うよう毎月メールにて周知し、代休申請書や振替申請書と勤怠状況自己申告書とを照らし合わせているが、期限内に振替休日や代休が取得されているかどうかまでの確認はしていない。その結果、割増賃金の不支給の発生の有無を把握していなかった。労働者過半数代表者からの提案とはいえ、労働基準法違反が発生していたことは重く受け止める必要がある。勤怠管理システムを導入する等し、労働基準法に沿った勤怠管理を行う体制を構築する必要がある。</p> <p>事案 教員Aについて、週休日である令和4年7月23日(土曜日)に10時間の実働があったにもかかわらず、その後平日に週休日を振り替えた形跡がなかった。この場合、休日勤務に対する割増賃金を支払う必要があるが、割増賃金は支払われていなかった。</p> <p>休暇等に関する規程 第5条 理事長は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち次項で定める勤務期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4 時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。 2 前項に掲げる勤務期間は、同項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。</p>	<p>【県立大学】</p> <p>「週休日、祝日の振替及び代休申請・命令書」の提出について、教員側へ毎月周知し、報告・徹底を促しているが、なお提出もれとなる教員に対して引き続き周知を行っている。</p>
	92頁	<p>【結果17】</p> <p>教員は、振替休暇や代休を取得する際に「振替休日・代休休日依頼書」を提出することとなっているが、依頼書と勤務実態が整合していない事例や、依頼書を提出せずに休暇を取得している事例がある。学内ルールに従い、もれなく依頼書を提出するとともに、依頼書と勤務実態が整合しているか確認する必要がある。</p> <p>教員が休暇を取得する際には、「振替休日・代休休日依頼書」を事務職員に提出する学内ルールを定めている。しかし、教員が自己申告で月末に提出している「勤務状況表」(毎月の勤務や休暇の状況を記入した資料)と依頼書の内容が一致していない事例や、依頼書を提出せずに振替休日・代休を取得している事例が見受けられた。前述の結果16に記載のとおり、令和3年度より教員に対して専門業務型裁量労働制を適用し、労働者過半数代表者から勤怠管理は自ら行う旨の提案がなされ、事務職員による管理が最低限にとどめられた結果、このような状況に陥った可能性がある。最低限、依頼書と勤務実態が整合しているか確認する必要がある。</p> <p>なお、「振替休日・代休休日依頼書」を事務職員に提出する学内ルールは明文化されていないこととあり、勤怠管理を徹底するためにも、要綱等で明文化することが望まれる。</p>	<p>【県立大学】</p> <p>「週休日、祝日の振替及び代休申請・命令書」の提出について、教員側へ毎月周知し、報告・徹底を促しているが、なお提出もれとなる教員に対して引き続き周知を行っている。</p>
	93頁	<p>【結果18】</p> <p>学生アルバイト(教員の補助)に対して、労働条件通知書や雇用契約書を作成していない。労働基準法に従い、労働条件通知書等を作成する必要がある。</p> <p>教員の補助を実施している学生アルバイトに対して、労働条件通知書や雇用契約書を作成していない。労働基準法第15条では、労働者に対して労働条件を明示するよう規定しており、必ずしも書面での明示は求めていないものの、口頭での説明では学生アルバイトとの間で労働条件に関する認識の相違が発生する可能性がある。トラブルを防ぐためにも、労働条件通知書や雇用契約書を作成する必要がある。</p> <p>労働基準法 第15条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。</p>	<p>【県立大学】</p> <p>労働条件通知書を作成し通知するよう、「研究費の執行について」をR6年度に改訂するとともに「奈良県立大学における公的研究費によるアルバイト等の雇用等に関する事務取扱要綱」を制定した。</p>

結果又は意見の対象所属	監査結果報告書の頁	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等								
	97頁	<p>【結果19】</p> <p>現金収入について、収納金額の網羅性が担保されているか検証ができない状況となっている。収納金額の網羅性が担保されるような領収書の管理体制を構築する必要がある。</p> <p>雑収入を現金等で収受する際、エクセルで作成した領収書を印刷して相手方に交付し、同じものを控えとして県立大学で保管する運用を行っている。印字された領収書番号は、エクセルで作成の都度、採番している。しかし、これでは、領収書番号を操作すれば、徴収金の横領があっても発覚することが難しい状況となっている。例えば、10枚の領収書を発行したにも関わらず9番までしか領収書番号を採番しなければ、領収書1枚分の徴収金額を横領しても発覚しないおそれがある。</p> <p>あらかじめ連番の付された複写式の領収書を使用する、もしくは、領収書の発行者と現金収納者を分離するなどし、収受した現金の網羅的に担保する体制を構築する必要がある。</p>	<p>【県立大学】</p> <p>領収書の発行及び管理について、各所属担当者によるものから出納責任者(大学:総務係長、附属図書館次長 附属高校:事務室主査2名)のみが行うよう運用を改め、R6.4施行済み。</p>								
競輪場	120頁	<p>【結果20】</p> <p>「令和4年度記念競輪(春日賞)開催に伴う選手分宿及び送迎に係る業務委託」について、当該委託業務の検収時に、仕様を満たしているかの確認が不十分であった。履行確認を慎重に実施する必要があることは当然のこと、履行確認を意識した仕様書を作成する必要がある。</p> <p>以下の業務については、「性質又は目的が競争入札に適しない」として2号随意契約を締結している。</p> <table border="1" data-bbox="352 728 895 848"> <tr> <td>業務名</td> <td>令和4年度記念競輪(春日賞)開催に伴う選手分宿及び送迎に係る業務委託</td> </tr> <tr> <td>契約期間</td> <td>令和5年2月1日から令和5年2月6日</td> </tr> <tr> <td>契約代金</td> <td>3,521,760円(税込)</td> </tr> <tr> <td>契約相手先</td> <td>株式会社ワールドヘリテイジ</td> </tr> </table> <p>通常は奈良競輪場内の選手宿舎に選手全員が宿泊することが可能であるが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で一部屋に宿泊する選手の数を制限したため宿舎の部屋数が足りず、外部の宿泊施設を賃貸する必要があるが生じた。ただ、選手の競争条件を同一にする必要があることから、奈良競輪場内の選手宿舎で提供する食事と外部の宿泊施設で提供する食事を同一にすること理由に、奈良競輪場の選手宿舎の選手食堂の事業者である株式会社ワールドヘリテイジと2号随意契約を締結した。</p> <p>しかし、事業者から提出された完了検査報告書では、2号随意契約の主な理由となった、外部の宿泊施設で提供された食事の内容(メニューなど)が選手宿舎と同一であるかの記載がなく、提出された資料のみでは仕様を満たしているかが判断できなかった。検収時には、仕様を満たしているか、慎重に判断する必要がある。また、仕様書にて業者に対して提供した食事の内容に関する資料の提出を求めるなど、履行確認を意識して調達業務を実施する必要がある。</p>	業務名	令和4年度記念競輪(春日賞)開催に伴う選手分宿及び送迎に係る業務委託	契約期間	令和5年2月1日から令和5年2月6日	契約代金	3,521,760円(税込)	契約相手先	株式会社ワールドヘリテイジ	<p>【競輪場】</p> <p>令和5年度より、委託業務の業務完了報告書において、仕様書の記載内容が適切に反映されているかの履行確認を徹底し、防止策を講じた。また、今後の委託業務において、履行確認を意識した仕様書を作成している。</p>
業務名	令和4年度記念競輪(春日賞)開催に伴う選手分宿及び送迎に係る業務委託										
契約期間	令和5年2月1日から令和5年2月6日										
契約代金	3,521,760円(税込)										
契約相手先	株式会社ワールドヘリテイジ										
	121頁	<p>【結果21】</p> <p>「令和4年度記念競輪(春日賞)開催に伴う選手分宿及び送迎に係る業務委託」について、業者から提出された運転日報に仕様書で求められる事項が記載されていないにもかかわらず、検収している。検収時は、履行確認を適切に実施する必要がある。</p> <p>結果20で述べた委託業務では、送迎バス運行業務も委託している。運行業務については、仕様書にて、次の業務の履行が求められている。</p> <table border="1" data-bbox="352 1261 895 1359"> <tr> <td>仕様書 3業務内容(2)送迎バス運行業務</td> </tr> <tr> <td>受注者は、次の項目を記載した車両運行日報を送迎バス毎に作成し、業務完了後に発注者に提出すること(様式任意)。</td> </tr> <tr> <td>運転者氏名、運行日時、乗車人数、走行ルートの概要、送迎バスの走行キロメートル(送迎開始前後)、運転前点検の内容・状況</td> </tr> </table> <p>しかし、委託先である株式会社ワールドヘリテイジから提出された運転日報には、仕様書で記載が求められている運転前点検の内容・状況が記載されていなかった。この点、奈良競輪は指摘することなく、当該業務の検収を実施していた。検収時は、履行確認を適切に実施し、仕様書で求められる事項が履行されていない場合には、委託業者に対して履行を促す必要がある。</p>	仕様書 3業務内容(2)送迎バス運行業務	受注者は、次の項目を記載した車両運行日報を送迎バス毎に作成し、業務完了後に発注者に提出すること(様式任意)。	運転者氏名、運行日時、乗車人数、走行ルートの概要、送迎バスの走行キロメートル(送迎開始前後)、運転前点検の内容・状況	<p>【競輪場】</p> <p>令和5年度より、委託業務の業務完了報告書において、仕様書の記載内容が適切に反映されているかの履行確認を徹底し、防止策を講じた。</p>					
仕様書 3業務内容(2)送迎バス運行業務											
受注者は、次の項目を記載した車両運行日報を送迎バス毎に作成し、業務完了後に発注者に提出すること(様式任意)。											
運転者氏名、運行日時、乗車人数、走行ルートの概要、送迎バスの走行キロメートル(送迎開始前後)、運転前点検の内容・状況											
	121頁	<p>【意見24】</p> <p>業者から入手した参考見積額の平均額で予定価格を算出している事例が見受けられた。低廉な金額を採用しなかったことは経済合理性を欠くと考えられるが、予定価格の算出方法が規定されていないことが要因と考えられ、運用ルールを規定することが望まれる。</p> <p>以下の業務について、業務委託契約を締結している。</p> <table border="1" data-bbox="352 1644 895 1747"> <tr> <td>業務名</td> <td>令和4年度モーニング競輪PR事業(10月分)の業務委託</td> </tr> <tr> <td>契約期間</td> <td>令和4年10月</td> </tr> <tr> <td>契約代金</td> <td>301,400円(税別)</td> </tr> <tr> <td>契約相手先</td> <td>株式会社弘報館</td> </tr> </table> <p>当該業務は、モーニング競輪PRのためのラジオCMの作成、放送の業務委託であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に適合すると判断して随意契約を締結した。</p> <p>当該業務委託の予定価格の算出にあたり、奈良競輪では、2者から入手した参考見積額の平均額を利用していた。複数者の参考見積額から予定価格を算定する際、低廉な金額ではなく平均額を採用することは特殊な案件を除いてその合理性は低いと考えられるが、同い等において特に理由は記載されておらず、担当者からも明確な理由の回答はなかった。奈良競輪では予定価格の算定方法を定めたルールがなく、各人の判断で予定価格を算出しているが、最適な調達が可能となるよう、奈良競輪での運用ルールを規定することが望まれる。</p>	業務名	令和4年度モーニング競輪PR事業(10月分)の業務委託	契約期間	令和4年10月	契約代金	301,400円(税別)	契約相手先	株式会社弘報館	<p>【競輪場】</p> <p>令和5年度より、予定価格の算出に係る運用ルールについて、業者から徴した参考見積のうち低廉な金額を予定価格とするよう統一している。</p>
業務名	令和4年度モーニング競輪PR事業(10月分)の業務委託										
契約期間	令和4年10月										
契約代金	301,400円(税別)										
契約相手先	株式会社弘報館										

結果又は意見の対象所属	監査結果報告書の頁	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等														
	128頁	<p>【意見30】</p> <p>日本トーターとの包括委託契約において、委託した業務がすべて実施されたか否かの確認が不十分であるため、業務の履行状況を網羅的に確認することが望まれる。</p> <p>日本トーターとの包括委託契約において、委託する業務の内容は「奈良県営競輪場開催業務等包括委託仕様書」において定められており、主な業務内容は以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="352 432 895 638"> <thead> <tr> <th colspan="2">業務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催事務局業務</td> <td>・競輪カレンダーの購入・配布業務</td> </tr> <tr> <td>・特別観覧席(飛天交流館)運営業務</td> <td>・選手宿舍管理業務</td> </tr> <tr> <td>・現金輸送業務</td> <td>・記念競輪ポスター、リーフレットの作成業務</td> </tr> <tr> <td>・統制(集計センター)業務</td> <td>・ホームページ管理業務</td> </tr> <tr> <td>・ファン送迎バス運行業務</td> <td>・民間ポータルサイト・電話投票の契約等事務</td> </tr> <tr> <td>・ファンサービス・イベント業務</td> <td>・防災訓練の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記を含め合計90個の業務を委託</p> <p>日本トーターが業務を適切に実施したか否かの履行確認は、月次で開催業務実施報告書を、年次で事業実績報告書を受領し、競輪場内整備等の管理に関する業務や売上実績等の報告を受けることで実施している。</p> <p>しかし、仕様書で定められた約90の業務が網羅的に履行されているか、これらの報告書では当該月に実施した業務が仕様書のどの項目にあたるのかを確認することができなかった。委託契約の履行確認にあたっては、網羅的にすべての業務が履行されているか確認できるように報告書の内容を見直すことが望まれる。</p>	業務名		開催事務局業務	・競輪カレンダーの購入・配布業務	・特別観覧席(飛天交流館)運営業務	・選手宿舍管理業務	・現金輸送業務	・記念競輪ポスター、リーフレットの作成業務	・統制(集計センター)業務	・ホームページ管理業務	・ファン送迎バス運行業務	・民間ポータルサイト・電話投票の契約等事務	・ファンサービス・イベント業務	・防災訓練の実施	<p>【経営支援課・競輪場】</p> <p>令和5年度より、包括外部委託契約に係る個票一覧表と各月の実施報告書を突合し、包括委託契約における委託事項が網羅的に履行されているかの確認を実施している。</p>
業務名																	
開催事務局業務	・競輪カレンダーの購入・配布業務																
・特別観覧席(飛天交流館)運営業務	・選手宿舍管理業務																
・現金輸送業務	・記念競輪ポスター、リーフレットの作成業務																
・統制(集計センター)業務	・ホームページ管理業務																
・ファン送迎バス運行業務	・民間ポータルサイト・電話投票の契約等事務																
・ファンサービス・イベント業務	・防災訓練の実施																
	128頁	<p>【意見31】</p> <p>包括委託業務のうち付随業務については、包括委託先業者から再委託に関する申請書を入力していない。再委託に関する情報を収集することは有用であると考えられることから、包括委託先業者から付随業務の再委託に関する申請書を入力することが望ましい。</p> <p>奈良競輪は、競輪事業における民間ノウハウ活用のため日本トーターに包括委託契約を締結しており、開催業務のほか、広告業務や車券販売、清掃、警備など競輪事業に付随する業務について一括して委託を行っている。</p> <p>日本トーターは包括委託業務のうち、競輪場への無料送迎バスの運行について近畿日本ツーリスト株式会社に、駐車場の警備について株式会社コアズに再委託を行っているが、これらの再委託について県に対して個別に申請書等は提出されていない。</p> <p>この点、奈良県営競輪場開催業務等包括委託基本契約書(以下、「基本契約書」という。)20条においては「開催業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により奈良県の承諾を得て開催業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この限りではない。」と規定されており、開催業務の一括再委託は禁止され、一部を再委託する場合は県に書面により承諾を得る必要がある。しかし、基本契約書には開催業務以外の付随業務についての規定がないため、県による書面の事前承諾を経ずに再委託契約を締結することについては特段の問題はない。</p> <p>一方で委託契約において再委託が存在する場合には、受託者から再委託に関する申請書を入力し委託者がその妥当性を吟味したうえで承諾するのが一般的な実務慣行と考えられ、今回の包括委託契約においても再委託先、再委託金額、再委託の内容が妥当かどうかの検証のため再委託先から申請書等を入力するのが望ましいと考えられる。</p> <p>また包括委託先の日本トーターからの企画提案においても、開催業務以外の付随業務について再委託を行う場合は、地域企業を活用することが提案内容に含まれているため、提案内容が順守されているかの確認のためにも、再委託に関連する情報については積極的に情報を収集すべきであるといえる。</p> <p>包括委託契約のうち付随業務についても、包括委託業者から再委託に関する申請書等を入力することを検討されたい。</p>	<p>【経営支援課】</p> <p>令和5年度より、包括委託業務の付随業務に係る再委託申請書を徴している。</p>														
	129頁	<p>【意見32】</p> <p>包括委託業務の再委託先業者からは暴力団排除条例に関する誓約書を入力していない。暴力団排除の実効性を高めるためにも、再委託先からも誓約書を入力することが望ましい。</p> <p>県では、奈良県暴力団排除条例(平成22年県条例第35号)第6条及び第15条において、契約にあり暴力団関係者が相手方となることのないよう必要な措置を講ずることを求めている。</p> <table border="1" data-bbox="352 1547 895 1776"> <tr> <td> <p>奈良県暴力団排除条例</p> <p>第6条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方とし、必要の措置を講ずるものとする。</p> <p>第15条 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該契約の相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結するときは、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであることが判明したときは当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、前項に規定する事項を定めた契約を締結している場合であって、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めるものとする。</p> </td> </tr> </table>	<p>奈良県暴力団排除条例</p> <p>第6条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方とし、必要の措置を講ずるものとする。</p> <p>第15条 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該契約の相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結するときは、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであることが判明したときは当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、前項に規定する事項を定めた契約を締結している場合であって、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めるものとする。</p>	<p>【経営支援課】</p> <p>令和5年度より、再委託先からも暴力団排除の誓約書を徴している。</p>													
<p>奈良県暴力団排除条例</p> <p>第6条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方とし、必要の措置を講ずるものとする。</p> <p>第15条 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該契約の相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結するときは、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであることが判明したときは当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、前項に規定する事項を定めた契約を締結している場合であって、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めるものとする。</p>																	

結果又は意見の対象所属	監査結果報告書の頁	監査結果 / 監査の結果及び意見	措置内容等
		<p>上述の規定を踏まえ、奈良競輪では、日本トーターとの包括委託契約において、委託業者選定の参加申込時に誓約書を入手し、契約の相手方が暴力団関係者に該当しないことを確認している。しかし、包括委託先である日本トーターの再委託先業者からは、暴力団関係者に該当しない旨の誓約書は入手していない。</p> <p>現状の県の暴力団排除条例においては、県が暴力団関係者と契約を締結しないような措置を講ずることを求めているのみで、県と直接契約をしない再委託先が暴力団関係者でないこと担保する措置を講ずることまでは求めている。しかし、再委託は、県が発注した業務の一部を委託先業者以外の業者に実施させているに等しく、本来は県が直接契約すべきところを便宜的に委託先が契約者となっているにすぎないと考えると、委託先も再委託先も同列に扱うことが自然である。このことからすると、再委託先業者からも宣誓書を入手することが望ましいと考えられる。実際、他自治体では再委託先からも書面による誓約書の入手を要求している事例がある。</p> <p>暴力団排除条例に関する誓約書の入手について、規程上明確化する必要はないかも含めて検討し、契約における暴力団排除の実効性が担保されるよう検討されたい。</p>	
	134頁	<p>【結果22】</p> <p>物品を処分する際、処分したことを証する書類を入手していない事例が見受けられた。物品の処分の事実を証する書類を入手する必要がある。</p> <p>令和4年度に処分した電気冷蔵庫について、新規の電気冷蔵庫の購入に合わせて業者に引き渡したが、旧電気冷蔵庫を引き渡した際の証拠書類を入手していなかった。引き渡したことを証する書類がなければ、適切に処分されたことを後から確認することができないため、適切な書類を入手する必要がある。</p>	<p>【競輪場】</p> <p>令和5年度より、検収時に物品処分にかかる確認を徹底し、対策を講じた。</p>
	137頁	<p>【意見35】</p> <p>特別観覧席(飛天交流館)の利用者数が低迷している日があることから、採算性の検討を行うことが望まれる。</p> <p>無料で入場できる一般席とは別に、有料(1人1,000円)の特別観覧席として飛天交流館を運営している。当館について、令和4年度はコロナウイルス感染症の影響により席数を通常時の144席から58席へと減少させたこともあるが、開場日291日のうち利用者が10名以下の日が92日、5名以下の日が28日となっていた。本場開催、グレードの高いレースが開催される日の利用者数は多いが、これら以外の日の利用者数が低迷している。</p> <p>当館の運営にあたっては、館内の窓口に配置する案内者の人件費や、館内空調の光熱費等のコストが発生しているが、入館料と利用者の車券購入単価の上昇等による増収分で回収できているか、検討が行われていない。</p> <p>当館の運営にかかるコストと運営したことによる増収額を比較し、採算性があるかを分析すること望まれる。</p>	<p>【競輪場】</p> <p>令和6年度に、特別観覧席(飛天交流館)の利用者数及び売上高のデータから採算性があることが確認できたため特別観覧席の開場日時は現状どおりとする。</p>